について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。

2・3　［略］

（法科大学院に係る法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）

第四条　［略］

一　［略］

［号の細分を削る。］

イ　入学者の選抜における入学者の多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価及び判定に関すること。

ロ　［略］

ハ　［略］

ニ　教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の段階的かつ体系的な教育課程の編成に関すること。

ホ　［略］

ヘ　法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号。以下この号及び次号において「連携法」という。）第四条各号に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための授業の方法に関すること。

ト　学修の成果に係る厳格かつ客観的な評価及び修了の認定に関すること。

チ　［略］

リ　教育活動等の状況に係る情報の公表に関すること。

2・3　［略］

（法科大学院に係る法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）

第四条　［略］

一　［略］

イ　教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。

ロ　入学者の選抜における入学者の多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価に関すること。

ハ　［略］

ニ　［略］

ホ　教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関すること。

ヘ　［略］

ト　授業の方法に関すること。

チ　学修の成果に係る評価及び修了の認定の客観性及び厳格性の確保に関すること。

リ　［略］

［号の細分を加える。］

ヌ　学生が一年間に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること。

ル　専門職大学院設置基準第二十二条第一項の規定による単位の認定及び同令第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関すること。

ヲ　課程の修了要件に関すること。

ワ　教育上必要な施設及び設備（カに掲げるものを除く。）に関すること。

カ・ヨ　［略］

タ　連携法第六条第二項第一号に規定する連携法科大学院における同法第十二条第二項に規定する実施状況に関すること。

二　評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする者が連携法第二条に規定する法曹養成の基本理念及び同法第四条に規定する大学の責務を踏まえ、特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものであること。

［号を削る。］

2・3　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

ヌ　学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること。

ル　専門職大学院設置基準第二十五条第一項に規定する法学既修者の認定に関すること。

［号の細分を加える。］

ヲ　教育上必要な施設及び設備（ワに掲げるものを除く。）に関すること。

ワ・カ　［略］

［号の細分を加える。］

二　評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号。次号において「連携法」という。）第二条に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法第五条第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。

三　認証評価機関になろうとする者が、連携法第五条第三項に規定する適格認定を受けられなかった法科大学院の教育活動の状況について、当該法科大学院の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。

2・3　［略］

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項第一号の改正規定及び同項第二号の改正規定（同号中「評価するものその他の同法第五条第二項に規定する認定を適確に行うに足りるもの」を「評価するもの」に改める部分を除く。）は、令和四年四月一日から施行する。